

## どんな給付が受けられるの？

後期高齢者医療制度では、被保険者の皆さんが病気やけがで医療機関を受診されたときの医療費など、基本的にはこれまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。

＜受けられる給付＞

療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費など

## 医療機関で受診するときは…

医療機関を受診した際、かかった費用の1割（現役並み所得者\*の方は3割）を医療機関の窓口で支払っていただきます。

窓口負担は、月ごとの上限額が設けられます（下表参照）。また、入院の場合、同一の医療機関の窓口で支払っていただく負担額は、月ごとの上限額までとなります。

\* 現役並み所得者（3割負担）に該当するかどうかは、同一世帯に属する後期高齢者医療制度の被保険者の地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）により判定します。

地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）：145万円以上

ただし、後期高齢者医療制度の被保険者が複数おられる世帯については世帯の合計収入520万円未満、単身世帯については収入383万円未満の場合、申請を行うことにより3割負担が1割負担に変更されます。（経過措置として、平成20年7月末までは、同一世帯に属する70歳以上の方の所得及び収入により判定されます。）

＜自己負担限度額＞（月ごとの負担の上限額）

所得区分		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
3割負担の方（現役並み所得者） （地方税法上の各種所得控除後の所得145万円以上）		44,400円	80,100円＋1%* （44,400円）
1割負担の方	住民税課税世帯（一般）	12,000円	44,400円
	住民税非課税世帯（低所得Ⅱ）		24,600円
	住民税非課税世帯のうち年金収入80万円以下でその他の所得も0円の世帯（低所得Ⅰ）	8,000円	15,000円

※（ ）内の金額は、多数該当（過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。

※入院時の食事代や保険診療外の差額ベッド代などは含みません。

\*医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%が加算されます。

お問い合わせ先

## 大阪府後期高齢者医療広域連合

〒540-0028

大阪市中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNビル8階

（ホームページ）<http://www.kouikirengo-osaka.jp>

電話：06-4790-2028（資格管理課、給付課）

：06-4790-2029（総務企画課）

FAX：06-4790-2030

またはお住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口

平成20年4月1日から

# 後期高齢者医療制度が始まります！

平成20年4月から、現行の老人保健制度が後期高齢者医療制度に変わります。これまで老人保健制度で医療を受けていた方は、平成20年4からは新しく後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

## 被保険者となる方は…

☆☆☆ 被保険者となる方には、平成20年3月末までに被保険者証をお送りします。 ☆☆☆

1. 大阪府内の市町村にお住まいの75歳以上の方すべて（生活保護受給者等を除く）
2. 大阪府内の市町村にお住まいの65歳以上75歳未満の方で、大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障害（現行の老人保健制度と同じ基準です）があると認められた方

【 注意事項 !! 】

\* 平成20年4月1日現在、老人保健制度ですでに障害認定を受けている65歳以上75歳未満の方は、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けたものとみなされ、後期高齢者医療制度の対象者となります。

ただし、この認定を撤回することもできます。撤回する場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当窓口にご相談のうえ、撤回届を提出してください。（平成20年3月末までに、障害認定の申請を撤回した場合には、後期高齢者医療制度には移行しません。）

\* 大阪府内の施設入所等の方で、入所前の住所地が大阪府内のうち、入所前の住所地の国民健康保険、老人保健の適用を受けていた方は、現在の住所地で被保険者となります。府外の施設入所等の方は、従前どおり入所前の住所地で被保険者となります。

## 保険料はいくらになるの？

保険料は被保険者の皆さん一人ひとりに納めていただくことになります。

保険料は、医療給付等を行うために必要な経費をもとに算定します。また、保険料は被保険者の方一人ひとりが等しく負担する均等割額（応益分）と、被保険者がそれぞれの所得に応じて負担する所得割額（応能分）の合計となります。

均等割額  
47,415円

+

所得割額  
総所得金額等－基礎控除(33万円) × 所得割率 8.68%

= 保険料

※保険料の年額は50万円が最高限度額となります。

## 保険料の軽減措置について…

☆☆☆ 世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。 ☆☆☆

○世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額等が…	軽減割合
・軽減判定基準額：【基礎控除額（33万円）】を超えないとき	7割
・軽減判定基準額：【基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）】を超えないとき	5割
・軽減判定基準額：【基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者数】を超えないとき	2割

※ 国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除することができます。

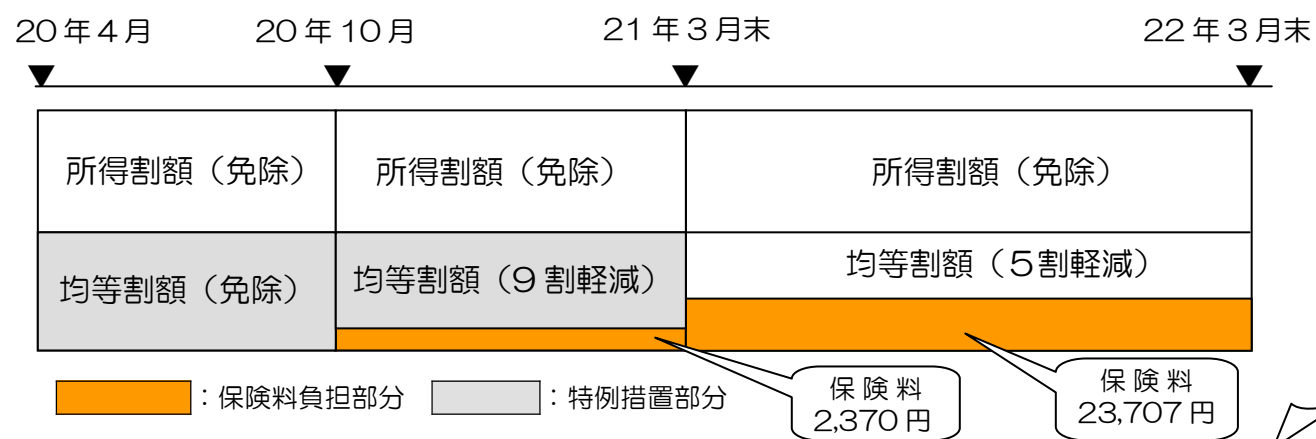
※ 基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。

### 被用者保険の被扶養者に対する軽減措置

制度施行日の前日（平成20年3月31日）に被用者保険（健康保険組合や船員保険、共済組合等）の被扶養者だった方の保険料については、被保険者となった日の属する月以後2年間は、所得割額は免除され、均等割額のうち5割が軽減されます。

また、平成20年度の特例措置として、平成20年4月から9月までの半年間、保険料は無料となり、同年10月から平成21年3月までの半年間は、均等割額のうち9割が軽減されます。

〔平成20年度当初から被保険者となる方のイメージ図〕



## 保険料はどのように納めるの？

☆☆☆ 年金の受給額等によって、〈特別徴収〉と〈普通徴収〉の2通りに分かります。 ☆☆☆

特別徴収	原則として、年額18万円以上の年金受給者は年金から保険料が天引きされます。（年6回ある年金支給の際、その受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。） ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は、普通徴収となります。
普通徴収	特別徴収の対象とならない方は、市町村が定める納期に納入通知書（納付書）や口座振替等で保険料を納めることになります。

## 特別徴収について

特別徴収は平成20年4月支給の年金から始まります。ただし、この段階では平成20年度の保険料計算に用いる平成19年中の基礎控除後の総所得金額等が確定していませんので、平成18年中の所得をもとに保険料を算定し、徴収することになります（8月の年金支給分まで）。

所得が確定した後、10月、12月、2月徴収の際には、確定した年間保険料額からすでに徴収した額（4、6、8月徴収分）を控除した額を徴収することになります。

ただし、保険料額が減額される場合は、特別徴収を中止し、普通徴収に変更となります。また、保険料額が増額される場合は、増額分については普通徴収に変更となります。

## 普通徴収について

普通徴収は平成19年中の基礎控除後の総所得金額等が確定した後、保険料を算定し、平成20年7月から始まります。納期は、平成20年7月から平成21年3月までの9期となります。

## 保険料の計算方法（具体例）…

・被保険者均等割額=47,415円    ・所得割率=8.68%

年金収入（単身世帯）の場合…							
年金収入額（万円）	120	160	180	200	220	240	300
所得割額（円）①	0	6,076	23,436	40,796	58,156	75,516	127,596
均等割の軽減割合	7割	7割	2割	2割			
軽減後の均等割額（円）②	14,224	14,224	37,932	37,932	47,415	47,415	47,415
保険料総額（円）①+②	14,224	20,300	61,368	78,728	105,571	122,931	175,011

年金収入（後期高齢者夫婦二人世帯）の場合…								
*世帯主が夫または妻の場合								
（妻の年金収入額は、基礎年金額を例としています。）								
年金収入額（万円）	夫	120	160	180	200	220	240	300
	妻	79	79	79	79	79	79	79
所得割額（円）①	夫	0	6,076	23,436	40,796	58,156	75,516	127,596
	妻	0	0	0	0	0	0	0
均等割の軽減割合		7割	7割	5割	2割	2割		
軽減後の均等割額（円）②	夫	14,224	14,224	23,707	37,932	37,932	47,415	47,415
	妻	14,224	14,224	23,707	37,932	37,932	47,415	47,415
保険料総額（円）①+②	夫	14,224	20,300	47,143	78,728	96,088	122,931	175,011
	妻	14,224	14,224	23,707	37,932	37,932	47,415	47,415
	合計	28,448	34,524	70,850	116,660	134,020	170,346	222,426

※所得割額・均等割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てます。